

（午前11時5分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番16、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）最後になりました。12時に終わると5分足りませんが、とりあえず、通告に従いまして一般質問を行います。

三点ありまして、一点は、太陽光発電施設設置予定地についてお聞きします。

内容は、下兵庫の太陽光発電施設設置計画の進捗状況を、当局として現状をどこまで把握され、今後の対応をお聞きしたいと思えます。

二点目、国保特定健診聴力検査、そして、認知症とも関連しますが加齢性難聴者の補聴器購入補助制度、磁気ループのことなんです。ヒアリングループ設置の提案について申し上げます。

難聴が認知症の危険因子の一つであることは、2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議での発表や厚生労働省のオレンジプランでも指摘されています。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年、認知症の人は予備軍を合わせて1,400万人になると言われています。補聴器が必要な難聴者も今後10年間で1,600万人になるとも言われています。

難聴になると、周囲からの情報量が絶対的に減少します。その結果、会話がうまく成立しないという経験を繰り返し、周囲とのかかわりを避けるようになり、コミュニケーション、交流の機会が減少することにもつながってきます。そのことが精神的健康にも影響を

与え、認知機能の低下や鬱傾向を引き起こすことにもつながることが指摘されています。

以下、発言事項について質問いたします。

一点目に、聴力に関しての検診の重要性について伺います。

加齢性難聴はゆっくりと進行していくため、本人自身が自覚しにくく、気がつくのが遅れがちになります。適切な時期に適切な補聴器使用につなげることは最も早期発見に必要です。そのためには、聴力検査が重要であります。国保特定健診の項目に、65歳以上の方を対象に聴力検査を入れることを提案します。

二つ目に、本市の日常生活用具給付等事業実施要綱で、難聴者への補聴器購入補助制度がありますか。あるのであれば、対象となる条件はどのようなものですか。

三つ目に、加齢性難聴とは主に加齢によって起こる難聴です。本市においても加齢性難聴者はますます増え続けると思います。補聴器は片耳のみでも約20万円いたします。所得の少ない加齢性難聴者に補聴器購入の補助制度の実施を提案いたしますが、いかがですか。

四つ目に、ヒアリングループ、磁気ループですが、このヒアリングループについてお聞きします。

ヒアリングループは、ループの装置があることにより、会議等で難聴者が音声を聴き取りやすくするものです。福祉課に1台あるようですが、市民会館、教育文化会館、アザレア、公民館等、大きな公共施設にはぜひ設置していただきたい。移動式のものには価格も高いものではありませんので、よろしくお願います。その点、お聞きしたいと思います。

三つ目の大きな項目です。橋本市の自治と協働をはぐくむ条例と水道料金問題の市政運

営について、市当局の見解を伺います。

本年4月1日より施行されました橋本市の自治と協働をはぐくむ条例は、前文で、「市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります」とあります。

条例から見ても、水道料金問題の市政運営について、市当局の見解を伺いたいと思います。

まず、一点目に、条例では、市長の役割として、第7条第3項で「市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます」とあります。

では、今回の水道料金問題での対応で、市当局はこの条文どおりされたと認識されているのかお聞きします。

二つ目に、市当局の水道料金問題説明会が各地域で市民の参加により開催されました。この説明会は、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例でいえば、一体どの条文を踏まえたものになるかお聞きしたいと思います。

壇上からの質問は以上でございます。どうぞご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）高本さん、時間どおりちゃんと進めていただいて結構でございますので、お気遣いなく。持ち時間たっぷり使ってくださいませ。

10番 高本さんの質問項目1、太陽光発電施設設置予定地に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）太陽光発電施設設置予定地についてお答えします。

議員おただしの下兵庫の太陽光発電施設設置計画は、隅田地区京奈和側道の南側に合計

出力1,000kWの規模で計画されています。

当該施設は本市内においてFIT法の認定を受けたメガソーラー7施設のうちのひとつで、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が適用される案件です。

令和元年7月5日付で伊都振興局健康福祉部長より橋本市長宛てに、太陽光発電事業計画の案の作成に係る協議申出書として意見照会があり、総合政策部、建設部、経済推進部、水道環境部、教育委員会、消防本部等、本市の所管する各法令に規定される手続き等に留意し、事業実施に際しては周辺住民の健康及び生活環境の保全に十分配慮するよう、同8月13日付で本市の意見を提出したところです。

その後の進捗については、先日、和歌山県に確認したところ、現在は関係機関から提出された意見を集約中であるとのことでした。

今後についても、和歌山県と連携し、適切な対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一点お聞きします。

今後、和歌山県と連携しながら、現在の事前協議が終了した時点と本申請が提出された時点のその情報を、地元住民に報告していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

それと、地元説明会の開催についても確認していただけるようお願いして、情報提供していきたいと思います。

それと、県条例が適用されるとはいえ、周辺住民の健康及び生活環境の保全に、和歌山県とも連携して、住民の不安や疑問が解消されるよう、市当局も全力で対応していただきたいと思いますが、以上の件をお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員おっしゃられるとおり、私どもも、今回の案件は県条例でございます。50kW未満は市条例もでございます。この趣旨といたしましては、FIT法に基づくソーラーパネルの設置を否定するものではなく、設置するにあたり、当然、周辺環境、住民、全てのものに配慮して適正な施策としてのソーラー発電を期待するもの、そういうふうに理解しております。

今回の件にありまして、たまたま50kWを超えて県の条例に該当するものではありませんけれども、当然、市にも意見照会が来ております。今後の経過もありますし、地元での説明会も実施されるようになっております。これにつきましては、情報として出せるものは、当然、事業者にも確認しながら地元の方にも提案させていただきましますし、本市といたしましてもきっちり、周辺環境及び市民に与える影響を勘案して、指導するところはきっちり指導していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、答弁いただいたように、ぜひ、地元の皆さんがすごく不安を持っておりますので、県からいただいたというか、積極的にどんな状況かということも進んで聞いていただいて、流せるところは情報をお伝えしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

一つ目の項目は終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、国保特定健診聴力検査・加齢性難聴者の補聴器購入補助制度・ヒアリンググループ設置に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）国保特定健診聴力検査・加齢性難聴者の補聴器購入補助制

度・ヒアリンググループ設置の提案についてお答えします。

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても人口が減少する一方で高齢化が進み、令和元年7月31日現在の65歳以上の高齢者数は1万9,976人で、高齢化率は31.94%となり、2035年には40%を超えることが予想されています。

こうした中、難聴は高齢者に最もよく見られる症状の一つであり、70歳を超えると約半数の方が難聴になると言われていることから、加齢による聴力の低下は誰にでも起こり得るものと考えています。

また、加齢性難聴は本人が自覚していないことが多く、聞き間違いや周囲とのコミュニケーションに不自由さが生じることから、本人よりも家族など周囲の方が先に気づく場合が多いと言われています。

難聴が高齢者に与える負の影響として、認知機能の低下、社会的孤立、抑鬱などが報告されていることから、超高齢化社会における問題の一つであると考えています。

高齢者が安心して活動的で豊かな生活を送るためには補聴器の早期使用が有効であり、できるだけ早期に専門の医療機関に赴き、医師に相談していただく必要があります。

まず、一点目の、国保特定健診の項目に65歳以上の方を対象に聴力検査を入れることについてですが、特定健診はいわゆるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症や重症化予防を目的としている健診で、国で定められた検査項目により実施しているため、聴力検査は含まれていません。

聴力検査を実施する場合、がん検診などのように市単独の取り組みとなり、検査費用に対する市の財政負担や医療機関における検査機器の整備など多くの課題があると考えていますので、現在のところ、聴力検査の導入は

考えていません。

次に、二点目の、日常生活用具給付等事業実施要綱での難聴者への補聴器購入補助制度についてですが、対象者は身体障害者手帳の交付を受けた者となっています。

議員おただしの補聴器については、障害者総合支援法に基づき、補装具費の支給として聴覚障がいの原因とする身体障がい者に対し交付していますが、手帳の所持に至らない難聴者に対する購入補助制度はありません。

次に、三点目の、所得の少ない加齢性難聴者に対する補聴器購入の補助制度の実施についてですが、議員ご指摘のとおり、加齢性難聴になると、認知機能の低下、鬱傾向を引き起こすと言われていることから、加齢性難聴の特性や補聴器の有効的な使用方法や使用実態について耳鼻科の専門医からお話を聞き、介護予防支援策につなげられないか検討したいと思います。

しかし、厳しい財政状況のもと、市単独での補助制度の創設は困難な状況にあることから、国や県に対し要望してまいりたいと考えています。

最後に、四点目のヒアリンググループについてお答えします。

おただしのとおり、ヒアリンググループは難聴者が音声を聞き取りやすくなるものですが、対応している補聴器または専用受信機が必要であること、対応していても補聴器の切り替えが必要であること、ループアンテナの磁気が届く範囲内にいる必要があること、マイク等を通じた音声でない聞き取りがたいこと、残存聴力のない方や高度の感音難聴の方には効果がないこと等の弱点があります。

しかし、ヒアリンググループを利用することによるメリットは大きく、会議等で難聴者が補聴器を用い音声を聞き取りやすくなることは事実で、コミュニケーション、交流の機会

を増し、社会参加につながることを期待されています。

そのため、保健福祉センターの多目的ホールでは建設時にループアンテナを床下に埋設し、必要なときにいつでも利用できるようにしています。また、もう一台、携帯式ヒアリンググループも用意し、難聴者が利用しやすい環境を整えています。

議員おただしの、市民会館、教育文化会館、アザレア、公民館等、大きな公共施設への携帯式ヒアリンググループの導入については、難聴者の社会参加推進に有効な手段と思われるので、各施設に対してヒアリンググループの有効性を周知するとともに、貸し出しの依頼があれば対応したいと考えています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、一点目にお聞きします。今回のこの質問は4項目ですが、質問一つ目から三つ目までまとめてお聞きしたいと思います。

まず、はじめに、この質問のテーマは、障がい者団体の要望も聞きながら、私も補聴器を使用していますので、痛切に思うことから質問しています。ぜひ積極的なご答弁をお願いしたいと思います。

加齢性難聴度が進行することによって、その後、要介護状態の方が増え続け、介護費用も増え続けることにつながります。やっぱり早期発見が重要だと思いますが、この点はどのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）答弁でもさせていただいたように、加齢性難聴が引き起こすいろいろな要介護状態とかその辺については関連性があり、早期の発見が必要だと考え

ております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）早期発見につながるような手だてとかをいろいろお考えいただいて進めていただきたいと思います。

そうしたら、次にお聞きしたいと思います。

国保の特定健診時に聴力検査を実施している自治体が既にあります。例えば、埼玉県では人口7万人の鶴ヶ島市、それに、同じ県の坂戸市、青森県では八戸市、今言いました三つの市は無料で実施しています。滋賀県高島市では市民病院で400円の自己負担で検査しています。

さらに、人口4万9,000人の北海道登別市では1,000円ドックというのがあるんです。これは特定健診の中にプラス眼底検査や聴力検査を含めているんです。それを1,000円払えばそういったものを含めて検査してくれるというものでございます。そんなことを登別市ではやっております。

それぞれ自治体で加齢性難聴者の早期発見に取り組んでいるところです。本市でも実施の方向で検討していただきたいと思います。

紹介しました登別市では、簡易の検査機で、医師が測定しているわけではありません。本市でも保健福祉センターに1台設置して、希望者だけでも聴力検査をしてあげることが可能ではないかと思えます。値段は私は問い合わせてもわからなかったんですが、私は近畿大学病院で半年1回検査に行っているんですが、それは精密な大きな機械です。簡易な聴力検査というのはそんなに大きなものではないものであるらしいです。希望者だけでも何とかそれを使って聴力検査をしてあげるのは可能だと私は思いますんですが、ちょっとこれも調査、検討していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回ご質問がありましたので、担当課ともいろいろ協議をさせていただきました。

今のところ非常に難しい状況です。有料で実施している自治体も、今、議員おただしの関係でありましたけども、例えば、委託先の健康センターが聴力検査を追加項目として対応できるかどうか、検査当日の聴力検査希望者の案内係に係る新たな人員配置の問題、それから、追加項目に係る自己負担金の徴収員の問題、聴力検査が可能な別室の確保の問題、検査結果通知の様式変更、通知方法、さまざまな問題が、今回の質問で検討させていただいたんですけども、出てきました。

各医療機関に聴力検査がない場合、新たに導入する必要があること、それから、センターに限ってやるのも考えたんですけども、ほかの場所との差別化というか、平等性がちょっと失われるんじゃないかなという問題もありました。

以上のことで、今のところ、特定健診に聴力検査を導入することは非常に難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）現状ではそういう状況はわかりますが、今後また検討していただいて、何とかそういう、できないものかを考えていただくように、ぜひとも考えていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここで少し、私から意見というか要望を申し上げたいと思います。お聞きいただきたいんですが、国の補助制度はあります。聴力障害6級以上で身体障害者手帳が交付された方で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、もしくは、片耳の聴力レベルが90デシベル以上であってももう一方の聴力レベルが50デシベル以上ということに限定されているんで

すが、なかなかこれ対象になる方は本当に少ないです。

両耳で70デシベルというのは、例えていきますと、セミの鳴き声を2m離れたところで聞く程度の大きさらしいです。相当大きな音です。重度、高度の難聴といえます。ところが、国連の世界保健機構、WHOでは中程度の難聴、41デシベルと決めておりますが、そういった人々には補聴器の使用を推奨しています。そんなことで、かなりの重度の方が補聴器をつけるということではなくて、早目に補聴器を利用することが大事であるということは、国連の世界保健機構でも指摘しております。

片耳で20万円以上かかるということで、高額になることが原因で、なかなか多くの方はつけておられません。私は新聞の広告なんかで見ると、5万円とか6万円というのを、補聴器の広告、1面、大きな記事で載っていますけど、雑音が入って、私、今、実は補聴器をつけているんですが、これは雑音を省いて会話だけが聞こえる補聴器なんです。すると、やっぱり20万円ぐらい出さなかったら、そういう補聴器はありません。

そんなことで、そういった値段しますので、なかなか低所得の方々、生活保護を受けておられる方がもう諦めてしまって、耳が聞こえないまま毎日を過ごしているような状況です。大変な問題だと私は思います。

高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、補聴器購入の補助制度はすぐ待たれています。ぜひともお願いしたいことなんですが、認知症や鬱になる方が少なくなることにつながってきますし、介護財政の支出を減少させることにもつながります。

加齢性難聴の対応について、介護予防支援策につなげられないかという答弁がありました

たので、ぜひとも加齢性難聴を介護予防で支援できるような方向で進めていただけたらと思いますので、検討されるとおっしゃっていますので、何とかそのご報告もいただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そしてまた、国に補聴器購入費用の助成を求める意見書採択が、全国で超党派で今進んでいます。兵庫県議会、石川県議会、長野県議会、高知県議会をはじめ、全国で35議会で意見書が採択されています。

ご答弁でもありましたように、国や県に対して助成制度を要望していきたいとおっしゃってくれていますので、どうぞその方向で進めていただいて、私どもも一緒に取り組んでいきますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、四点目の質問にはなるんですが、ご答弁で、各施設に対してヒアリンググループの有効性を周知するとともに、貸し出しの依頼があれば対応したいと考えていますという答弁をいただきました。

ヒアリンググループを大きな公共施設に設置することは、加齢性難聴者に対してできる最低限のことだと私は思います。1台6万円から7万円という、高額なものではございません。価格はそんな高いものではありませんので、ぜひとも、申し上げた大きな公共施設には設置していただきたいと思いますので、その点、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）答弁でもありましたように、携帯用のヒアリンググループを福祉課に1台置いてあります。これ当初購入した物で、結構、30万円ぐらいしたんですけども、今調べましたら、大体6万円ぐらいで結構優秀な機械があるようです。

ただ、貸し出しの頻度なんですけども、ほとんどが保健福祉センターでの貸し出し。貸し出し先は社会福祉協議会が事務局を持っています身体障害者連盟の方への貸し出しが年30回ぐらい程度ですか。全体で貸し出しが40回程度ということで、非常に少ないです。アザレアとか公民館とか市民会館とか教育文化会館とかへの貸し出しはほとんどありません。数回程度であります。

ですので、答弁にもありましたように、まずは、このヒアリンググループというのは非常に有効とは私も考えていますので、各施設に対して、こういう便利なものというか、こういうふうなヒアリンググループがありますよというような周知をとりあえずやってみたいと思います。その中で使用頻度が増えてきた場合については、貸し出し用のヒアリンググループを1台予算要求するとか、その方向では考えていきたいと思っていますんですけども、今も言いましたように、非常に使用頻度が低いので、周知をまずやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）現状やっぱり、難聴者はなかなか外へ出にくいと。いろんな人が集まる大きな催しにもなかなか行きにくいということで、要望があればじゃなくて、いつでもやっぱり貸し出しできるように、6万円ぐらいだったら、それぞれの施設に1個置けると思いますので、わざわざアザレアの行事をするときに、福祉課にお願いして持ってきてくださいと、それこそ手間のかかる大層な問題だと思いますので、使用頻度、今現在ある一つの貸し出し状況じゃなくて、ぜひともそれぞれの施設にいつでも使えるような状況にしてあげるのが最適なサービスだと思うんです。高額なものではありませんので、それぞ

れの公共施設から要望があれば予算化していただけるようにできるのでしょうか。お願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）各施設に周知させていただいて、必要であるということでしたら、高額であっても購入はしていきたいとは考えています。6万円ということで、今、非常に安くなっていますけども、安いからといって各施設に置く必要は今のところないと考えております。まずは周知させていただいて、各施設に周知しましたら使用頻度がどのぐらい増えるかということも考えていきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）公民館からの希望があれば購入していただけるように、ぜひその配慮をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これでこの項目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例と水道料金問題の市政運営に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例と水道料金問題の市政運営についてお答えします。

まず、一点目の、はぐくむ条例の条文どおりされたと認識しているかのおただしですが、今回の水道料金改定における市の取り組みは、はぐくむ条例の条文の規定に沿うものと認識しています。

今回の料金改定に関する市民への情報提供については、はぐくむ条例の施行前から取り組んできました。水道では、公募により市民参加を求めた水道事業審議会の開催や、使用者の皆さまに情報提供するために水道メータ

一検針時に各戸にチラシの配布を4回行ってきました。また、広報はしもとにおいても審議会の答申内容などを載せ、市民周知を図ってきました。

そして、上下水道事業の現状と課題についての説明会を市内9箇所で開催し、市民の方々に直接、事業の状況について説明させていただきました。その際に、市民の方々からいただいたご質問やご意見に直接お答えすることで、一層の情報共有に努めることができたと考えています。

次に、二点目の、説明会ははぐくむ条例でいえば、どの条文を踏まえたものかというおたただしですが、今回の説明会は水道問題の説明会ではなく、上下水道事業の現状と課題について市民の方々に直接説明させていただくために開催しました。

この説明会は条例により開催したものではなく、6月議会における水道事業及び下水道事業の条例改正に係る議案について、審議の中で、市民への説明をもっとするべきという意見を受けて開催したものです。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）それでは、はじめにお聞きいたします。

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例というのは一体どういう目的で施行されたのか、まずはじめにお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）答弁を求めます。

政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）はぐくむ条例についてですけれども、条例の前文にごさいますように、市民が自分の地域の暮らしを一人ひとりがともにつながって支え合いながら、地域全体で安心して生活できるまちをめざすということで、前文にあるように、そういう

まちをめざしてというところをつくっております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）言い方はいろいろあると思うんですが、結局、要するに、行政と市民との協働をはぐくむ条例というのが趣旨だったと思うんです。橋本市の自治と協働をはぐくむ条例は、本市の行政において、市と市民が協働をはぐくむための指針となるものだと思います。

今回の水道料金問題でいえば、広報はしもとと、当局から4回にわたって配られたチラシの配布、一方通行の情報伝達で、9回開催された市民説明会もほとんど値上げに対する反対や疑問の声が圧倒的でありました。そして、説明会は夜7時開催で各地区1箇所のみ、限られた市民しか参加できない、そんな条件でありました。条例の趣旨からしても、ちょっとおかしいのではないかと思います。

条例では、市政運営に関する情報について、速やかに、かつわかりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めますとあります。市当局と市民の意見が、さっき言いましたように、大幅に食い違っているような内容だったと思います。答弁でありました、一層の情報共有に努めることができたとおっしゃいましたが、そうではないのではと私は思います。市民の声を率直に受けとめていただきたいと私は思います。

水道料金問題の市政運営が条例の趣旨に沿っていないように私は思いますが、その点、その角度から見ていかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員のおただしでございます。

まず、今回の説明につきましては、議会からのご提案、支援もありまして、積極的に市民に説明に行かせていただいた。市内9箇所



の選定ですけれども、本当に各地域限定の参加ではなくて、皆さまに参加していただきたいということで、広報に掲載して間もなく、時間がございました。地域の区長理事会にお願いいたしまして、説明会の開催の案内を回覧という形で無理をお願いいたしました。

9箇所の開催につきましても、各地域ごとに、今、地域担当職員が出向いて、行政と地域との連携を、仲を取り持って円滑に市政を運営するように努めていただいておりますけれども、その中でも説明させていただいた結果、地域の区長さん方のご希望による会場選定をいたしました。バランスにつきましても、基本的には公民館単位でしてくれと。

ただし、北部のほうは人口が多いので3箇所に分けて、学校等も使わせていただきました。高野口につきましては、地区が分かれるんですけども、参加される人数が多いであろうという形で、アザレアの大ホールを使わせていただいた経過がございます。

そういう形で、開催するにあたって、場所を限定ではなくて、どこに来ていただいてもいいですよという形で広く呼びかけをさせていただいたところ、300名弱という参加者でございました。これが少ないという意見もあろうかと思えます。

ただし、その中でアンケートもとらせていただきましたら、一方的に反対ではなくて、施設の更新はやむなしと、そのための費用もかかるのは理解できるという方がほぼ半数おりました。これは本当に、説明した結果、ご理解いただいたものかなとも思うし、その分だけ、もっと積極的に説明していくべきであったとも反省もしております。

ただ、結果として、さきの壇上での答弁もありましたように、本当に市民の方々のお叱りも受けながら、あと、背中も押していただいたり、それと、もっともってお伝えすべき

ことがあったのを、その場を使って説明できたという自負もございます。

そういう意味では、はぐくむ条例という趣旨もあろうかと思えますけれども、市政を運営する当局といたしまして、積極的な情報提供、開示させていただいたものと。結果としては本当に、市民の皆さまに説明することができて、いい機会をいただいたと思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）説明会を除けば、4回にわたる検針時にお配りされたチラシの、いろいろ報告されたわけなんですけど、本当に何というんですか、直接、市民の生の声を聞くという状況というか、そういうやり方じゃなかったように私は思います。

現に今も答弁されましたが、各地区1箇所、それも夜7時、それで主婦の方は来れるかどうか、高齢者の方が来れるかどうかということ踏まえて、回数を増やすべきであったし、場所もいろいろやっぱりやるべきではなかったかと思うんです。

そういう意味では、これ審議会答申で出たのはもうすぐ前です。私が疑問を持っていますのは、何で審議会が終わった時点ですぐやらなかったかということです。時間がなかったという問題じゃなくて、審議会が終わってからだったら、もう何ぼでも時間はあったんですよ。早くやれば、何箇所でも何時からでもできたんですよ。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）確かに、審議会の答申をいただきまして、それを広報に掲載いたしました。見開き2面を使って詳細な説明もさせていただきました。

それと、審議会の中には当然、学識経験の委員もいらっしゃるけど、市民公募、また、市内各種団体の代表の方もいらっしゃいました。

そういう意味では市民の参画を広く求めた結果であろうとも思っておりますし、それを受けてから、その答申の中にも、広報の中にも、今年1月号ですか、詳細に値上げが必要だということを記載させていただいております。

ただし、値上げ幅、金額、時期につきましては、これは委員会でもご説明させていただいておりますように、一方的に市民の方にお知らせするのではなく、やはり議会制民主主義でございますので、議会に諮った後に説明に行くべきだと当時も思っておりましたし、その結果として、委員会でもそういう指摘もありましたので積極的な説明会を開催したという形で、当初から市民にお伝えしないではなくて、タイミングとしては審議会の結果はお知らせいたしまして、また次の段階になったときにはこういう動きをすべきだったと。

ただし、結果としては、6月の提案のときには間に合いませんでしたけども、その後にすぐ説明会の段取りをさせていただいた、こういう経過でございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）私、お聞きしたかった、ちょっと説明いただきたいのは、審議会から答申が出て大分になりますよね。審議会答申後に市民の声を、意見を聞くという機会があったし、審議会はこういう答申が出されたんだけど、市民の皆さん、どう思いますかということ、値上げ案が出ているわけではないんですけども、意見を聞くことはできたと思うんです。

これはそのとおりだとか、いや、これはちょっとひどいんじゃないとか、そういう審議会の内容を伝えてご意見を聞くことは、かなり時間があつたんです。審議会後、そういうことをやろうという考えはなかったのか、なぜしなかったのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）先ほども申しましたように、広報でもお伝えしましたし、それを受けまして、去年11月、12月ですか、2回の折り込み、検針時の折り込みをさせていただいた。こういう形で市民の皆さまにはお伝えするという形を果たしたと考えておりました。

ただし、その後に、今ご指摘いただきましたように、説明が足りないという形がありましたので、地域、市内9箇所を回っての説明会の開催には至った形でございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）説明会というのは直接市民と顔を合わす場なんですよ。それを審議会後にやっておけば、やっぱりいろいろ考える時間もあつたし、検討する時間もあつたと思うんです。

そういう意味では、私が質問していることに答えておられないと思うんです。チラシを配ったらもうそれで説明がいつているように理解されているようですが、市民の皆さんはそうじゃないんです。直接、自分たちの意見を聞いてほしいということで思っておられたと思うんです。

今回、継続審議になったと、その後に、見方によっては、慌てて、これずっと計画どおり説明会をされたという感じで、何かもう急ぎ早にどんどん進めていったという感じで、なかなか来れなかった方もたくさんおられます。

そういう意味で、どうして、繰り返しますが、答申が出たときにやっておけば混乱もなかったし、ご意見をいろいろ聞くこともできたと思うんです。そうじゃなかった理由は何があるんですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）答申が平成30

年11月21日に審議会から市長宛てに出しております。それを受けまして、申しましたように、広報で見開き2面という形で詳細な説明をさせていただいておりました。あと、議会にも、過去にも委員会等、何度も説明させていただいた経過がございますので、そういう意味では、折り込みも込みで市民の方にはお伝えできていたのかなという考えがありました。

それは、今となって、もっともっと意見を聞く機会が積極的にあったんじゃないかと言われるれば、そういうこともやっぱり、以降考慮して、こういう行政に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）繰り返し聞きましたが、そんなことでやっぱり、ある意味、混乱というふうに見えるかもわかりませんが、急ぎ早にやった状況であったと思います。これで市民の声が聞けたかというたら、そうでないように私は思うです。

だからやっぱり、今回、重要な問題であるだけに、時間をかけて意見を聞くということをやれたはずなんですよね。だから、それをやっぱり、これからもうそんなことがないように、慎重に市民の声を直接聞くという場を、早く早くやっていくということが大事だし、今回は私が今申し上げたように、チャンスはあったんですよね、かなり半年も。だから、やっぱりそういう意味では、ちょっと説明会の持ち方が間違っていたと私は思います。

それで、お聞きします。

条例第7条では、「市長等は市政運営に関する情報について、速やかに、かつ分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます」と条文にあります。

市民生活にとって非常に重要な上下水道事業の現状と問題についてという市民説明会がありました。ところが、会場でも意見が出て

おりましたが、市長が自ら出席して、市民の生の声を直接に聞く絶好の機会だったと思います。しかし、9回あった説明会に一度も市長は出席していませんでした。

条例が4月から施行されているのに、市長がなぜ出席しなかったのか、説明会で聞いていた方もおられました。そういう意味で疑問を持っておられる市民も今でもたくさんおられます。そういう意味で、お答え願えたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

私も出ようかなと思ったんですけども、職員のほうが、まず自分たちで説明をさせてくれというようなこともありまして、私も行ってもよかったんですけども、そういうこともあった中で、今回、職員に任せたといいところもあります。

ただ、条文にもありますように、今まで企業会計という部分は、市民に対して負の部分を全く示してこなかったんです。本来、私も値上げをせんほうに動くほうがどれだけ楽か。でも、このままいけば、橋本市の財政は企業会計で潰れます。そういうことで、まず、職員の水道のほうで説明に行ってもらって、今の状況をきちんと説明してほしいということは伝えていきます。

先ほど説明もありましたけど、下水道は今年もう、2億円のキャッシュ、お金が回らないことも決定しましたし、6,500万円のお金が入ってこなくなっていますし、水道とて今度30億円のお金を使い切ったら、もうキャッシュが全然回らなくなりますし、逆に、災害対応、これだけ大きな災害が起こっている中で、ライフラインの一番重要な部分の水道の、もう一度、修理、復活さすというのに、じゃ、

お金をいくら置いておくのよというところもこれから考えていかなければならない。

水道に関しては、お金は確かに今持っている。持っているけども、これとて浄水場の修繕、例えばダウンサイジングのことであったり、それも進めていかないと、将来の負担を低く抑えていく方法というのを私は考えていかなあかんのかなと。

よく一般会計から繰り出したらええやんという話がありますけど、今、うちの財政って、職員の給料カットと、それから職員の削減と、そういう中で何とか今、一般会計のほうは少しよくなってきているけども、これも水道と一緒に、この20年間にどれだけの投資が要るかということ、高本議員、考えたことがありますか。

そのお金を私どもは、じゃ、もう一般会計は一般会計で、これから少子高齢化の時代の社会保障の部分であったり、あるいは逆に、公共施設の老朽化という問題は避けて通れないんです。市民会館、教育文化会館、庁舎、橋、道路。維持修繕なんてもう今、10億円ぐらいたまっているんです。それも今、充てるお金がない、なかなか予算を増やすお金がない中で、そこを福祉も守っていかなあかんという中で、市民の人にも一定の負担をしていただくという考え方を持たないといけないということで、あえて私は一番しんどい道を選んでいるんです。

今、水道はこんな状況ですよ、下水道はこんな状況ですよ、病院はもっとひどいですよ、病院はこれからどうなるかわかりませんよという状況なんです。だから、できるだけ市民の皆さんにこの状況をわかってほしいということで、今、提案もしながら進めているわけです。

でも、実際、この今の条例を、例えば否決して先延ばししたところで、さらに市民の皆

さんの負担は、今10%でも次は30%、ここをできなかったら30%上げらなあかんかわからんです。そのとき、あなた、責任とってくれますか。

だから、僕は今、あえてそういう提案を、僕はもう自分に非難が集中したらええと思っていますし、このことを、やはり地域のライフラインを守っていくためには、多少しんどいこともせなしゃあないんです。一番ええのは情報を隠しといて、じゃ、もうここが限界やから40%値上げしましょうかというのが一番、それは私にとっては楽なことですし、税金を上げていくというのも楽なことでしょう。

しかし、そんなことできへんじゃないですか。やっぱり地域のライフラインは、これだけ災害が多くなってくると、そこの部分もしっかり考えていかないと。

これから歳入が減ってくるんです。もう税金も減ってきているし、合併特例債も終わるし、5年前の国勢調査で2,500人減っているんです。じゃ、これは地方交付税がどれだけ減るんよというところもありますし、そういう中で、歳入のめどが全然立ってきていないところに、これから私たちは、じゃ、行政として、このまちが赤字再建団体にならないようにしないと、市民の皆さんの負担が上がる一方なんです。その中で私どもはあえて提案をさせてもらっているんです。

だから、下水道は否決されましたけど、じゃ、このお金をこれからどうつくっていくのか。銀行から一借してやっていくのか、何か方法があるのか、そういうことも含めて、条例を決めていただくのは、提案は私ですけども、議会が決めていただくことになりますので、例えばできなかったら、次はどんな方法があるのかというのを私どもは考えていかなあかん。

そうすると、一般会計から結局繰り出さな

あかんのやったら、一般施策にも影響が出てくると思いますし、だから、そこの部分は守っていききたいから、今、あえてこういうところというのをやっていっています。

はぐくむ条例とすぐ言いますけども、はぐくむ条例は、これからのまちづくりについて地域の皆さんで考えてくださいよというねらいがあるんです。例えば、城山台の高齢化率は42%です。三石台だったら18%ぐらいでしょう。そうしたら、同じことができますか。同じ地域で、これから本当に高齢化が進む中で、どんなまちづくりをしていくというのを皆さんに考えてほしいというねらいで、このはぐくむ条例というのをつくりました。介護でもそうです。買い物支援でもそう。その地域に合った部分をやっぱり考えていかなあかんのかなということをやっています。

料金値上げとか、その部分を市民に委ねることは、賛成の人もあれば反対の人もいます。でも、その中で最終判断をするのは私なんです。将来の橋本市のことを考えたら、一定の負担もお願いしないと、税収がどんどん下がってくる中で、交付税もどんどん下がっていく中で、何ができるのかという将来のことも考えらんと、今さえよければええやったら、それでええと思います。本当に、今度いきなり30%、40%の値上げを飲んでくださいと言うて、皆さん賛成してくれますか。

そういうことも含めて、まず、1回目の手を打っていききたいということで、私は、水道料金について、下水道料金については、それは市民に委ねるのではなくて、私が判断して、次の改選期に、それが問題や、だめやと言うんやったら、落としていただいたらええわけですよ。

もうそれぐらいの覚悟を決めて私は仕事をしていますので、はぐくむ条例とかというふうな、何か都合のいいように引っかけている

ようにしか思えれへんので、私としてはできるだけ、これから、今まで出してこなかった負の部分の情報も出していきたいと思いますし、それをまた市民の皆さんにも聞いて、情報を伝達していききたいというふうにも思います。今、私、敬老会とかへ行っていますけど、そこでも、何で値上げするんかという話を、直接、地域の人たちとも話をしています。

私も別に逃げているわけでもないですよ。よく共産党の元議員が5億円を病院に貸し付けているのは問題やと言うてるけど、それって使えへんお金やから病院に貸し付けて、何とか今、病院の経営を維持しようとしている。キャッシュフローを守ろうとしているんです。

その辺のこともありますので、ほんまに、私はそういうふうに思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、市長が答弁いただいた内容は、それほど深刻な重要な問題であったら、水道当局が自分たちでやると言うたとき、押しのけて、やっぱり私が説明しますと言うべきじゃなかったんですか。何で市長自ら、9回もあった説明会に行かなかったんですか。私はその理由を聞いているんです。今の答弁はそうじゃなかったように思うんですが、いかがですか。

○議長（土井裕美子君）市長。答弁は簡潔にお願いいたします。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それについてはおわびせなあかん部分もあると思いますけども、ただ、まず、職員たちできちっと説明をしていきたいというふうに言ってくれたので、一旦はひきます。これからまたそういう機会があれば出ていきたいと思いますし、その対応はしていきたいと思います。今後の値上げに対しては、十分な説明はしていきたいというふ

うに思っています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）これからというよりも、今回はすごく、今、市長がおっしゃったように、相当深刻な問題で、市民にそれだけ深刻な問題を理解していただかなあかんという意味では、本当に自分から進んで、9回もあった説明会にただの一度も行かなかったというのは、どうも、市民から疑問が出ているし、理解できないというふうになっているんです。これからじゃなくて、こんな重要な問題をそういうふうにしてこれから続けられるんじゃないかと本当に困ったものだと思ふんです。

そういう意味で、明快にちょっとおっしゃっていただきたいと思ふんですけど。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）そういうご批判はいくらでも受けます、私。それを覚悟でやっているんです。じゃ、逆に、私から言わせてもらったら、あなたはそういう危機感がないんですか。

○議長（土井裕美子君）市長、反問権はまだ本会議では使えません。

○市長（平木哲朗君）そういうことなので、私いくらでも、これから、市長室でも市民の

人と会うようにもしますし、これからそういう機会があれば、市民の人ともお話ししたいと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ぜひ市民の声を直接聞いていただきたいと思ふんです。

この間、この問題で、水道問題を考える会から行政に対していろいろご意見を聞きたいということで懇談を申し入れましたが、いろいろご都合があって会ってくれなかったということがありましたので、もうそのことを申し上げて、やっぱり本当に進んで市民の声を直接聞くという姿勢を、何でもいろんなことに対してそういう姿勢で臨んでいただきたいと思ふんですので、よろしくお話しいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの一般質問は終わりました。

---

○議長（土井裕美子君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後0時4分 散会）